

最初に押さえておきたい大切なポイント

保育所申請
まず、ここから☆



令和8年4月から保育所を必要とされる方に「今だからできる」特に大切なポイントをご紹介します。
もちろん、ご申請前には、各種利用案内をよく読んでくださいね。

市版PO=令和8年度 横浜市保育所等利用案内（ラベンダー色のパンフレット）の該当ページを参照してください。

区版PO=港北区版令和8年度保育所等利用案内（水色のパンフレット）の該当ページを参照してください。

区版 挿込資料、地図、就労証明書=港北区版令和8年度保育所等利用案内に挿み込みしている各資料をご覧ください。



申請前に確認すべき、大事なポイント

□ 施設見学はしましたか？

保育所が決まつたら雨の日も晴れの日も通うことになります。
必ず、事前に施設見学をして、通える範囲かどうか確認してください。
また、保育内容についても確認をしてください。施設見学は施設へ直接申込です。



□ 受入年齢、開所時間、施設名は大丈夫ですか？

0歳児の受入をしない施設や、月齢の指定がある施設もあります。閉所時間がお迎えに間に合うかどうかを必ず確認してください。
また、港北区内には似た名前の施設がたくさんあります。希望施設が決まつたら利用申請書に施設名を正確に記載してください。ちょっとした名前の違いでまったく別の施設に…、なんてことは避けたいですよね。

区版 P 11～

□ 書類の締め切りは厳守！

いかなる理由でも、締め切りに間に合わなかった場合には利用調整の対象となりません。締め切りに余裕をもってご提出をお願いします。令和8年4月一次利用申請書類は利用案内が入っていた認定・利用調整事務センター宛の専用封筒またはご自身で用意した封筒で認定・利用調整事務センターに郵送またはオンラインで提出してください。

令和8年4月一次利用申請書類は、区役所窓口で書類を受付・審査することはできません。ただし、障害児等の方の申請は区役所窓口のみでの受付になりますので、ご注意ください。市外施設利用希望の方は状況によって受付方法が異なりますので、ご申請前に必ず区役所保育担当及び申請先自治体の保育担当までお問い合わせください。

区版 P 2～6

□ 申請書類・就労証明書の書き誤りはありませんか？

記載に誤りがあると、利用調整の優先順位が下がってしまうことがあります。会社から就労証明書を受け取ったら、記入例なども参考にして、必ずご自身でもよく確認してください。



就労証明書 横浜市

利用申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」について、ご希望と違う記入をしていないかよくご確認ください。

市版 P 22

□ 利用案内の重要な事項は読みましたか？

この他にも、港北区版令和8年度保育所等利用案内（水色のパンフレット）に注意しなければならないことが載っています。必ず確認ください。

区版 P 7～

□ 利用申請期間中は窓口が混み合います。

利用申請期間中、特に締切間近は窓口が混み合いますので、入所でお問い合わせがある方は、時間に余裕をもってのご来庁、またはお電話でお問い合わせいただけたと幸いです。



✿ 希望施設を選ぶときに、押さえておきたい4つのポイント

□ 新設施設をチェックしましょう！

令和8年4月港北区内に新設施設ができる予定です。新設施設は新規募集人数が多いので入所の可能性が高くなります。まだ建物ができていないので施設見学はできませんが、運営法人への連絡やホームページで保育方針を確認するなどができます。新設施設の最新情報は、横浜市のウェブサイトでも確認できます。

区版 挿込資料

□ 横浜市内なら、どこでも申請OK♪ 近隣他区もチェックしましょう！

横浜市内なら他区の施設へもご申請ができます。他区だからと言って優先順位が下がることはありません。隣接している鶴見区、神奈川区、都筑区、緑区の施設も検討してみましょう。お勤め先が横浜方面で横浜駅周辺の保育所を利用している方もいらっしゃいます。申請方法は簡単。他区の希望施設を利用申請書に書き足すだけです。

区版 挿込資料、地図

□ 一次利用調整が大事！ 希望施設を見直しましょう！

希望施設を増やせば入所の可能性は広がります。毎年、一次利用申請の結果を見て入れないことが分かった後、希望施設を増やす方が多くいらっしゃいます。しかし、二次利用申請のときには空き枠が少なくなっています。希望施設を増やすなら、「今」です。

□ [0～2歳児クラスの場合] 小規模保育事業をチェックしましょう！

小規模保育事業は2歳児クラスまでの保育所ですが、卒園した後の3歳児クラスの進級先も着々と連携が進んでいます。具体的な連携先については、施設に直接お問合せください。

区版 P19～20

✿ あわせて押さえておきたい2つのポイント

認可保育所や小規模保育事業以外の選択肢も早めにご検討ください。

□ [0～2歳児クラスの場合] 横浜保育室をチェックしましょう！

横浜市が独自の基準で認定している認可外保育施設です。他区の横浜保育室や川崎認定保育園もチェックしてください。

市版 P33 区版 P22 挿込資料

□ [3～5歳児クラスの場合] 幼稚園・認定こども園をチェックしましょう！

朝や夕方に長い時間預かってくれる幼稚園・認定こども園もあります。

区版 P23～24

✿ よくある質問にお答えします♪

□ 希望施設は一つに絞った方が入所しやすいのですか？

 利用調整の優先順位に基づいて利用調整は行われます。希望施設が1つだけの方が有利になることは一切ありません。逆に希望施設は多く書いた方が、どこかの施設に空きが出た場合に、入所の可能性が広がります。

□ 募集人数が多い施設を希望順位の上にした方が入所しやすいのですか？

 希望順位によって他の申請者に対する優先順位が変わることは一切ありません。すべての施設に行けると仮定して、預けたい施設の順番に希望順位を決める 것을強くおすすめします。

□ 希望施設は10施設までしか書けないのですか？

 利用申請書は10施設までの記入欄となっていますが、別紙や欄外にいくつでも希望施設を書くことができます。ただし、必ず希望順位の番号を振ってください。参考様式を横浜市ウェブサイトに掲載しています。

□ 利用見込数がゼロの施設でも、希望施設に書けますか？

 利用見込数は現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。預けたい施設がありましたら、たとえ空きの見込数がゼロでも希望施設として利用申請書に書いてください。